

【諮問第35号】

8川公審第3号
平成8年7月8日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成7年4月24日付け7川民庶第56号をもって諮問のありました「民生局調査委員会事情聴取内容の非公開の件」について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

請求公文書のうち、

- (1) 表紙、 ないし の表題、 枠で囲われた表題のうち時期に関する部分を除くもの（ただし、7頁及び9頁の 枠を除く。）〔 で囲われた表題（ただし、8項の最後の〔 〕内は除く。）及び9頁の（ ）内で囲われた表題は公開すべきである。
- (2) その余の記載のうち、1頁の〔Bさんの証言〕に続く一文、〔A職員の証言〕に続く第一文第三文、〔団体からの聴取について〕に続く文、2頁の〔元及び現職員からの聴取について〕に続く文、 に続く文のうち時期に関する部分を除く部分、4頁〔A職員の証言〕に続く文、7頁1つ目の の表題、2つ目の に続く一文9頁下から10行目のうち冒頭から「 の前まで、9頁下から5行目のうち「と述べた。」の部分、9頁下から4行目冒頭から「ありながら」までの部分、9頁下から3行目「個人的に対応したこと」の部分、9頁下から2行目冒頭の2字を除き「しかるべき」から同頁最終行までの部分、10頁の 枠で囲われた書面を除く部分は公開すべきである。
- (3) 上記の他の部分は非公開が妥当である。

2 不服申立ての趣旨および経緯

不服申立人は、平成7年3月24日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）6条の規定に基づき、「民生局調査委員会にかかる調査結果報告書」（以下「調査結果報告書」という。）及び「民生局調査委員会にかかる事情聴取内容」（以下「事情聴取内容」という。）の閲覧請求をした。

実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）は、同年4月7日付けで上記請求にかかる文書のうち「調査結果報告書」は公開としたが、「事情聴取内容」について、条例第7条1項1号該当を理由に非公開としたため、平成7年4月13日不服申立人が不服申立に及んだ。【当審査会諮問35号事件】

当審査会は、実施機関から平成7年5月30日付けで非公開理由説明書、不服申立人から同年6月26日付けで意見書の各提出を受け、同年10月21日実施機関の事情聴取、同年12月2日不服申立人の口頭意見陳述をとり行った。

3 実施機関の非公開理由及び「調査結果報告書」との対比

実施機関の非公開理由は、個人生活事項について、特定の個人が識別され、または識別され得るため、条例7条1項1号に該当するというものである。

民生局調査委員会が設置されたのは、「障害者授産施設に入所していた女性に対し、指導にあっていた職員が退所後も含めて三年間にわたって性的な関係を強要していた」との指摘が市議会等においてなされたためであり、民生局調査委員会設置要綱に基づいて同委員会が設置され、各委員が分担して関係者に対する事情聴取にあたり、その結果、平成6年7月29日付「事情聴取内容」及び同日付「調査結果報告書」という公文書が作成された。

「調査結果報告書」と「事情聴取内容」とは、同一機関が同一時期に作成した公文書であるにもかかわらず、実施機関は「調査結果報告書」を公開し、「事情聴取内容」を非公開とした。

この区別につき実施機関は、「事情聴取内容」には、福祉施設の入所歴等の容易に個人を特定しやすい情報及びセンシティブ情報（他人に知られることによって、本人が不安あるいは精神的苦痛を受ける情報）の記載

があること、また、「事情聴取内容」の方は公表しないことを前提に事情聴取した情報であることを挙げている。

これに対して、「調査結果報告書」は民生局調査委員会が事実を調査し、その結果を民生局に報告することを目的として作成されたものであるため、公表を目的として作成した文書として、条例7条1項1号ただし書きイに該当するとの見解に立つものであると考えられる。

4 審査会の判断

(1) 個人情報性

「調査結果報告書」も「事情聴取内容」も、既に、公然たる問題として市議会において質問と指摘がされ、新聞報道がなされ、調査解明のために民生局調査委員会の設置までなされた件に関するものである。いずれの公文書も同委員会が同一作成日に作成し、かついずれも関係者の氏名を匿名にした文書である。

「事情聴取内容」の中には名前は出ておらず、人物はアルファベットで表示されており、AからJまでのアルファベット表示は、単に人物の異同を示すものである。

「事情聴取内容」そのものの個人識別性は低く、その入所、退所、勤務等の時期、および身上部分を伏せるならば、一層その識別可能性は低くなるものであるが、他方、新聞等、他の情報とあいまって個人の識別可能性がある。従って、条例7条1項1号の個人情報である。

(2) 公益上の必要性とセンシティブ情報性

請求文書たる「事情聴取内容」は単なる一般的な個人生活事項を対象とするものではなく、知的障害者に対する福祉に携わる市職員の性関係強要疑惑に関する事情聴取の内容である。

本請求文書は、条例7条1項1号ただし書きウのうち、許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した文書に一応該当するものと判断される。

次に、公益上の必要性の有無につき検討するに、適正な福祉行政遂行のためにも、また、仮に疑惑事実が存在し被害者がいた場合に泣寝入りをしないですむためにも、疑惑事実の有無を明らかにすることは一定の公益上の必要性があると考えられるところ、他方、本件請求文書にはその調査内容の性質上、センシティブな情報が多々含まれており、また、公開することにより施設利用者のプライバシーを侵害する危険も著しく高い。

従って、本件請求文書について、プライバシー尊重の必要性に勝る公開の公益上の必要性があるかを、検討する必要がある。

そこで、請求文書の内容について検討するに、いかなる調査のテーマにつき、誰に対して調査したかに関する部分、即ち、表題に関する部分については、プライバシー侵害の要素は低く、公益上の必要性が高いと考えられる。

なお、その場合でも、時期、場所、保護者等の個人識別要素に関する部分は非公開とすべきである。

調査結果たる内容そのものの具体的記載は、その大部分がプライバシーを侵害する危険の高いセンシティブ情報であり、施設利用者のプライバシーに関して、真偽につき争いのある双方の言い分が公開された場合の苦痛を鑑みると、公開の公益上の必要性に比して、プライバシーの方が重視されなければならない。

なお、本件請求文書のうち、職員の言動に関する一定の部分（表題以外の公開部分）は、施設利用者のプライバシーを侵害する危険も少ないものであるため、公開する公益上の必要性の方が勝る部分である。

(3) 女性の証言はプライバシー保護の観点から公開できず、職員の証言のみ公開可能とする実施機関の見解について

実施機関は、非公開理由の事情聴取において、職員からの事情聴取内容については公開可能であるが、女性からの事情聴取内容については、女性のプライバシー保護の観点から公開できない、と主張した。

しかし、そもそも性的関係強要疑惑について、施設利用女性が被害を訴えたことに対し、職員は否定しているのであって、職員の証言のみを公開するならば、職員の言い分のみが「事情聴取内容」という公文書に記載された内容として公開される結果となり、これは著しく公平を欠くことが明らかである。

従って、施設利用女性の被害の訴えの内容の大部分がプライバシーの侵害の危険が高いものであって、非公開とすることが相当であることに照らし、職員の側からの否認の事情として施設利用女性の言動について触れた主張部分も、プライバシーの侵害の危険性が高く、同様に非公開とすることが相当である。

なお、施設利用女性の実事主張と職員の事実主張は対立するものであり、それらの主張のうちには事実でないものが含まれていると考えられるところ、事実ではない可能性のある主張も、事実そのものと同様に、施設利用女性のプライバシーを侵害する危険性は高い。

従って、職員からの事情聴取内容のうち、女性の言動に関する主張部分は、非公開とすることを相当とする。団体からの事情聴取内容も、元および現職員からの事情聴取内容も同様である。なお、新聞報道・議会質問があったもののうち調査委員会が特に箇条書きとしてまとめた項目に関しても、他の報道内容と照らすならば個人識別可能性が高まるものであって、プライバシー侵害の危険性が高いため、非公開とすることを相当とする。

(4) 公開相当部分について

で前述したとおり、いかなる調査のテーマにつき、誰に対して調査がなされたかに関する表題部分は、時期、場所に関する記載を除き、公開することが相当である。

ただし、7頁及び9頁の□□枠の調査事項の設定は、それ自体中立性を欠き、主語を女性として記載されているため、非公開とすることが妥当である。

なお、職員の施設利用女性に対する性的関係強要疑惑の調査として行われた本件調査において、既に、かかる中立性に欠ける調査項目の設定がなされた点及び職員の言い分にかたよった調査がなされた点は、問題であると考えられるので、この点も付言する。

1頁と2頁について、施設利用女性が一人残る機会の有無に関する、女性と職員と元及び現職員からの聴取内容、調査委員会が独自に日誌、記録を調べた結果に関しては、プライバシー侵害の程度に比して、公益上の公開の必要性が高いため、公開が相当である。

9頁と10頁の福祉施設長の指示による職員の申立書作成の経緯及び申立書そのものは、主に、職員の言動に関する記述及び施設長による指導内容に関する記述であるため、プライバシー侵害の程度に比して、公益上の公開の必要性が高いため、公開が相当である。

なお、上記の中でも、個人識別性を高める要素である時期・場所に関する部分及び施設利用女性の行動として職員が主張した内容に関する部分は非公開が妥当である。10頁の□□枠内のいわゆる「申立書」中には、女性の行動として職員側が主張した事実が不可分の形で記載されているため、非公開が妥当である。